

平成25年 3 月

関西広域連合議会定例会議案

(連合長提出)

目 次

	頁
第 1 号議案 平成25年度関西広域連合一般会計予算の件	1
第 2 号議案 平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の件	3
第 3 号議案 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	4
第 4 号議案 関西広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件	5
第 5 号議案 関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件	6
第 6 号議案 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件	9
第 7 号議案 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件	10

第1号議案

平成25年度関西広域連合一般会計予算の件

平成25年度関西広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,218,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成25年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 785,240
	1 負担金	785,240
2 使用料及び手数料		113,626
	1 手数料	113,626
3 国庫支出金		312,690
	1 国庫補助金	312,690
4 寄附金		1
	1 寄附金	1
5 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		6,703
	1 預金利子	1
	2 雑収入	6,702
歳入合計		1,218,262

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 12,077
	1 議会費	12,077

2 総務費		335,025
	1 総務管理費	253,197
	2 企画調整費	81,168
	3 選挙費	164
	4 監査委員費	496
3 広域防災費		17,101
	1 広域防災費	17,101
4 広域観光・文化振興費		31,831
	1 広域観光・文化振興費	31,831
5 広域産業振興費		40,604
	1 広域産業振興費	38,247
	2 農林水産振興費	2,357
6 広域医療費		633,520
	1 広域医療費	633,520
7 広域環境保全費		26,458
	1 広域環境保全費	26,458
8 資格試験・免許費		112,506
	1 資格試験・免許費	112,506
9 広域職員研修費		4,139
	1 広域職員研修費	4,139
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,218,262

第2号議案

平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件

平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,128千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ697,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 577,824	千円 32,619	千円 610,443
	1 負担金	577,824	32,619	610,443
3 国庫支出金		105,882	△28,685	77,197
	1 国庫補助金	105,882	△28,685	77,197
7 諸収入		2	194	196
	2 雑収入	1	194	195
歳入合計		693,735	4,128	697,863

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 348,075	千円 △3,000	千円 345,075
	2 企画調整費	84,408	△3,000	81,408
3 事業費		332,454	11,128	343,582
	3 広域産業振興費	28,154	△3,740	24,414
	4 広域医療費	215,738	15,258	230,996
	5 広域環境保全費	25,928	△500	25,428
	7 広域職員研修費	3,420	110	3,530
5 予備費		5,000	△4,000	1,000
	1 予備費	5,000	△4,000	1,000
歳出合計		693,735	4,128	697,863

第3号議案**関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特定の課題に従事する職員の定数を、10人とする」を「次の各号に掲げる職員の定数を、それぞれ当該各号に定める人数とする」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 資格試験・免許事務（関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第7号に規定する事務をいう。）に従事する職員5人
- (2) 特定の課題に従事する職員10人

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第 4 号議案**関西広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 3 月 2 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例

関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

関西広域連合 准看護師試験 委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第15条第 2 項の規定による 処分に係る意見及び同法第25条第 1 項の規定による准看護師試験の実施に関 する事務
関西広域連合 調理師試験委 員	調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試 験の実施に関する事務
関西広域連合 製菓衛生師試 験委員	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生 師試験の実施に関する事務

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

第 5 号議案

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 3 月 2 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例

関西広域連合手数料条例（平成24年関西広域連合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の表」を「別表」に改め、同条の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

名称		事務の区分		金額
通 訊 案 内 士 法 関 係	(1) 通訊案内士登録申請手数料	通訊案内士法（昭和24年法律第210号。以下この部において「法」という。）第20条第1項の規定に基づく通訊案内士の登録の申請に対する審査		5,000円
	(2) 通訊案内士登録証訂正手数料	法第23条第2項の規定に基づく通訊案内士登録証の訂正		4,000円
	(3) 通訊案内士登録証再交付手数料	法第24条の規定に基づく通訊案内士登録証の再交付		4,000円
保 健 師 助 産 師 看 護 師 法 関 係	(1) 准看護師免許手数料	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この部において「法」という。）第8条の規定に基づく准看護師の免許		5,300円
	(2) 准看護師再教育研修手数料	法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修	37,000円
			法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修	76,000円
(3) 准看護師再教	法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教		4,100円	

	育研修修了登録申請手数料	育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に対する審査	
	(4) 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の書換え交付	3,400円
	(5) 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の再交付	4,100円
	(6) 准看護師試験手数料	法第18条の規定に基づく准看護師試験の実施	6,900円
	(7) 准看護師試験合格証明書交付手数料	法第18条及び第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付	3,000円
	(8) 准看護師免許証書換え交付手数料	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この部において「政令」という。）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	3,400円
	(9) 准看護師免許証再交付手数料	政令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	4,100円
調理師法関係	(1) 調理師免許手数料	調理師法（昭和33年法律第147号。以下この部において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく調理師の免許	5,600円
	(2) 調理師試験手数料	法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	6,100円
	(3) 調理師免許証書換え交付手数料	調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この部において「政令」という。）第13条第1項の規定に基づく調理師免許証の書換え交付	3,200円
	(4) 調理師免許証再交付手数料	政令第14条第1項の規定に基づく調理師免許証の再交付	3,600円
製菓衛生師	(1) 製菓衛生師免許手数料	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この部において「法」という。）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許	5,600円
	(2) 製菓衛生師試験	法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の	9,400円

法 関 係	験手数料	実施	
	(3) 製菓衛生師免許証書換え交付手数料	製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この部において「政令」という。）第5条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の書換え交付	2,800円
	(4) 製菓衛生師免許証再交付手数料	政令第6条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の再交付	3,500円

申請に対し行う各種の証明事務のうち、この表に定めのないものに係る証明書の交付については、1通につき400円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後受理する申請から適用する。

第6号議案**関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件**

関西広域連合の公平委員会の事務の委託について、次のように規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成25年3月2日提出

関西広域連合長 井戸 敏 三

関西広域連合告示第 号

関西広域連合と大阪府との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に掲げる公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を同法第7条第4項の規定により大阪府（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行の方法については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これに相当する金額を乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

（補則）

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

第7号議案**関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件**

関西広域連合と京都府との間の公平委員会に係る事務委託に関する規約（平成23年関西広域連合告示第2号）を平成25年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成25年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三